

介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表 (令和6年6月施行版)

訪問型サービス(旧予防訪問介護事業相当)サービスコード表	2
訪問型サービス(基準緩和型)サービスコード表	5
通所型サービス(旧予防通所介護事業相当)サービスコード表	6
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	10

水色

⇒ 令和6年6月新設

黄色

⇒ 変更

灰色

⇒ 廃止

南あわじ市 訪問型サービス(旧予防訪問介護事業相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割				39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(1)週に2回程度の場合		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割				77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(1)週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割				123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163	1回につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合 1単位減	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合 1単位減	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割りの場合 1単位減	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合 2単位減	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算	

南あわじ市においては原則として回数単価を使用する。

上限単位数は3,727単位とする。

南あわじ市 訪問型サービス(旧予防訪問介護事業相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算	

南あわじ市 訪問型サービス(旧予防訪問介護事業相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	6284	訪問型独自サービスペースアップ等支援加算	チ介護職員等ペースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算	

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、基準緩和型訪問サービスと共通して使用するサービスコードである。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

南あわじ市 訪問型サービス(基準緩和型)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	2521	訪問型独自サービス／222	生活援助が中心である場合			(一)所要時間20分以上45分未満の場合	148	1回につき
A2	2631	訪問型独自サービス／223				(二)所要時間45分以上の場合	182	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222	高齢者虐待防止措置 未実施減算	ロ 1月当たりの回数 を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 1単位減算	-1	1回につき
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223				(二)所要時間45分以上の場合 2単位減	-2	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

南あわじ市
においては
原則として
回数単価を
使用する。

南あわじ市 通所型サービス(旧介護予防通所介護相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割			日割りの場合		59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2			3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割			日割りの場合		119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合			94単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算					47単位減算	-47	片道につき

南あわじ市においては原則として回数単価を使用する。

規定回数を超えた時のみ月額算定単位にて請求するもの

南あわじ市 通所型サービス(旧介護予防通所介護相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	1月につき	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算		88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	176単位加算		176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算		72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	144単位加算		144
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算		24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	48単位加算		48
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 80/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 64/1000 加算		
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の 81/1000 加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の 76/1000 加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の 79/1000 加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の 74/1000 加算		

A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算		1月につき
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算		
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算		
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算		
A6	6418	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6419	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6414	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算	

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っての場合は、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

南あわじ市 通所型サービス(旧介護予防通所介護相当)サービスコード表

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで 436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで 447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		436単位	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447単位	313	

南あわじ市 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費			442単位	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメント・虐待	高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算			438単位	
AF	2113	介護予防ケアマネジメント・虐待・業務継続		業務継続計画未策定減算 4単位減算		434単位	
AF	2114	介護予防ケアマネジメント・業務継続	業務継続計画未策定減算 4単位減算			438単位	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	介護予防ケア初回加算			300単位	
AF	6001	介護予防ケア委託連携加算	介護予防ケア委託連携加算			300単位	

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。